

議案第 6 2 号

南丹市駅前送迎用スペース管理条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市駅前送迎用スペース管理条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が設置する駅前送迎用スペース（以下「送迎用スペース」という。）の管理に関し、必要な事項を定めることにより良好な利用環境を確保し、もって都市機能の維持及び安全で快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 送迎用スペースの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
園部駅西口広場送迎用スペース	南丹市園部町小山東町溝辺 6 番地 4 の一部
園部駅東口広場送迎用スペース	南丹市園部町小山東町溝辺 12 番地 1 の一部
八木駅西口広場送迎用スペース	南丹市八木町八木新町 3 丁目 103 番地の一部

(禁止行為)

第3条 送迎用スペースを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 規則で定める時間を超えて駐車すること。
- (2) 送迎用スペース、送迎用スペースに附随する施設又は他の車両を損傷し、又は汚損すること。

- (3) 他の車両の駐停車を妨げること。
- (4) その他送迎用スペースの管理に支障を及ぼすおそれのある行為
(必要な施策の実施)

第4条 本市は、送迎用スペースの管理に必要な施策を実施するとともに、前条に規定する禁止行為の防止に関して、市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者の意識の啓発に努めなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは送迎用スペースの利用を制限することができる。

- (1) 利用者が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (2) 送迎用スペースの補修その他市長が必要と認めるとき。
(命令)

第5条 市長は、この条例の規定に違反した利用者又は車両の所有者に対し、当該違反行為の中止、送迎用スペース外への退去、現状回復又は車両の移動を命じることができる。

(損害賠償)

第6条 送迎用スペース又は送迎用スペースに附随する施設を損傷し、又は汚損した者は、これを現状回復し、又は賠償しなければならない。ただし、特別な理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(過料)

第7条 第5条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(免責)

第8条 送迎用スペース内において、天災、盗難及び衝突等により利用者及び第三者が受けた損害に対しては、本市はその責めを負わない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成18年南丹市条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後（案）		
（設置） 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。			（設置） 第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。		
区分	名称	所在地	区分	名称	所在地
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
その	（略）	（略）	その	（略）	（略）
他の施設	八木駅前自転車等駐車場	南丹市八木町八木東久保42番地6 外	他の施設	八木駅前自転車等駐車場	南丹市八木町八木東久保42番地6 外
	南丹市営バス車庫及び事務所	南丹市日吉町木住大町9番地1 外		八木駅西口広場	南丹市八木町八木新町3丁目103番地
	（略）	（略）			外
				南丹市営バス車庫及び事務所	南丹市日吉町木住大町9番地1 外
				（略）	（略）

備考 改正部分は、下線の部分である。